

確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日

令和3年1月18日

2. 回答を行った年月日

令和3年2月16日

3. 新事業活動に係る事業の概要

照会者は、就職活動やビジネスコンテストから離れ、「OUTPUTを楽しむ」ことを目的として、大学生がグループディスカッションのコンテストを行うことを検討している。

具体的には、15名の大学生がオンラインにてグループディスカッションを行い、その内容・結果を発表した上で、協賛企業がグループディスカッション及び発表を評価し、優勝グループを決定することとされている。なお、優勝グループは協賛企業との交流の機会が設けられる他、協賛企業からも企業や採用活動に係る情報提供が行われるものの、照会者の行うイベントは採用活動の一環では無く、また採用活動の一環と受け取られるような広報活動は行われなことをとされている。

4. 確認の求めの内容

当該サービスの実施に当たり、当該サービスが職業安定法第4条第1項に規定する「職業紹介」に該当しないかについて照会があった。

5. 確認の求めに対する回答の内容

職業安定法第4条第1項に規定する「職業紹介」とは「求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすること」をいう。

確認の求めのあった「規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する照会書」（以下「照会書」という。）の記載によると、当該サービスにおいて、照会者は、協賛企業の採用の一環ではない、学生向けディスカッションイベントを開催することとされている。

このため、照会書記載の前提が維持されている限りにおいて、照会者は、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんしておらず、当該サービスにおける照会者の行為は「職業紹介」には該当しないと解釈される。